平成２２年（フ）第５５８号
埼玉県八潮市八潮１丁目１番地１　クレセントハイツ103号
債務者　菅原　典子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
埼玉県熊谷市柿沼915番地６
債務者　廣瀬ミツ江
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８５号
埼玉県熊谷市銀座５丁目３番５―504号　グリーンパーク熊谷
債務者　岩井　清美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４１３号
埼玉県熊谷市善ケ島3179番地９
債務者　金谷　博史
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２０号
埼玉県熊谷市小八林257番地
債務者　三井倉和美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２６号
埼玉県本庄市寿１丁目10番２号　スカイガーデンＢ102
債務者　遠藤　　尭
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２号
埼玉県秩父市太田1689番地６
債務者　阿左美清志
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
新潟県魚沼市干溝1156番地乙
債務者　大平　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
新潟県長岡市東川口2028番地
債務者　山上　　聡
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
新潟県長岡市関原南４丁目4039番地１、前住所東京都北区上十条３丁目11番１―402号
債務者　竹部　徹春
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
新潟県南魚沼市塩沢793番地
債務者　高橋　茂樹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
岡山県倉敷市西田228番地４
債務者　神﨑眞理子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７２９号
札幌市東区北25条東12丁目１番30号　スターハイツ101号
債務者　竹石　夕子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７０号
札幌市白石区本通11丁目南１番４―105号
債務者　近藤真知子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９４号
札幌市豊平区西岡５条14丁目２番１号　プレミアムハイツ210号
債務者　大澤　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６５号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目１番15号　ロイヤルハイツ北野Ｃ102
債務者　大畠　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７３号
北海道恵庭市白樺町１丁目15番５―203号
債務者　上田恵里香
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９０号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番２―303号
債務者　山崎こずえ
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部